

八雲町不妊治療費等助成事業のご案内

八雲町では、安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりを推進するとともに、不妊に悩むご夫婦の経済的負担の軽減を図るため、令和6年1月より不妊治療に要する治療費の一部を助成します。

※**令和5年4月1日以降**に治療を開始したものが対象となります

【対象となる方】 次のすべてに該当する方です。

- ・妻の年齢が治療開始日に43歳未満の夫婦
- ・夫婦のいずれかが八雲町の住民基本台帳に登録されている
- ・婚姻をしている夫婦（事実婚関係にある者も含む。）
- ・医療保険各法による被保険者もしくは被扶養者である

【対象となる治療・対象年齢・回数・助成内容】

	治療内容	対象年齢・回数	助成内容
一般不妊治療	不妊の検査や手術・タイミング法・薬物療法・人工授精など	・43歳未満 回数の制限はなし	医療保険適用の不妊治療に係る医療費分とし、自己負担額から付加給付の額を控除した額を助成します
特定不妊治療	体外受精・顕微授精・胚移植胚培養・胚凍結保存・採卵・精巣内精子採取	・40歳未満 1子ごとに通算6回まで	
先進不妊治療	保険適用の特定不妊治療と併用可能な先進医療として厚生労働大臣が定める不妊治療関連の技術を用いた治療	・40歳以上43歳未満 1子ごとに通算3回まで	先進医療にかかった自己負担額の10分の7とし、3万5千円を上限に助成します

【交通費の助成額】

治療費を申請された方が対象となります。自宅から医療機関までの距離（片道25km以上）に対して設定された基準額の3分の2の額（上限あり）を助成します。

距離区分（参考例）	助成基準額（往復）	助成額（2/3）
75 km を超えて 100 km まで	3,200円	2,133円
225 km を超えて 250 km まで	8,820円	5,880円

【申請手続き】

保健福祉課健康推進係、住民サービス課住民福祉係にて事業内容を説明し、申請書類を配布します。

■ 申請に必要なもの

- ①助成金交付申請書
- ②受診証明書
- ③検査・治療費等の領収書と明細書の原本
- ④健康保険証
- ⑤その他確認に必要となる書類

■ 申請期限

治療終了日の翌日から60日以内（原則年度内）に申請願います。

※令和5年度につきましては、60日以上経過していても申請することができます。

★ 詳しくは、町のホームページをご覧ください。



二次元コードはこちらです。

問合せ先 八雲町保健福祉課健康推進係
電話 0137-64-2111